

令和元年6月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第6回）議事録

1. 開催日時 令和元年6月18日（火曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（21名）

1番 小松忠彦	14番 小野真一
2番 熊谷正博	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	17番 佐藤喜勝
5番 富樫公一	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	
4. 欠席した委員（3名）

4番 眞坂平通
6番 石井勲
16番 大場弥吉
5. 議事日程第1号 令和元年6月18日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 議案第52号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第6. 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第7. 議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第8. 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第9. 議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件
 - 第10. 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
 - 第11. 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第12. 議案第59号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第13. 議案第60号 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」にかかる平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	遠藤仁、	主席主査	佐々木淳、
主査	釜台勇樹、	主任	佐々木智慧、
主事(矢島庶務班)	村上崇敬、	主任(岩城庶務班)	佐賀歩、

主査(由利庶務班)	加 川 長 太、	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、
主任(東由利庶務班)	白 土 雄 太 郎、	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

1 番 小 松 忠 彦

2 番 熊 谷 正 博

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年6月3日公示招集されました、令和元年第6回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

4番・眞坂平通委員、6番・石井勲委員、16番・大場弥吉委員より欠席の届出があります。出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第52号から議案第60号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、1番・小松忠彦委員、2番・熊谷正博委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第52号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の新規である旨述べ、「ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております」と説明する）

○議長

議案第52号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第52号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第52号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第53号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、はじめに4番を議題といたします。議案第53号4番につきましては、14番・小野眞一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【小野眞一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第53号4番につきまして、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（東由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望である旨述べ、「ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております」と説明する）

○議長

議案第53号4番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第53号4番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第53号4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【小野眞一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第53号1番から3番まで、及び議案第53号5番から6番までを議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・大内・事務局・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は贈与又は遺贈である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第53号1番から3番まで、及び議案第53号5番から6番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第53号1番から3番まで、及び議案第53号5番から6番までは、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第53号1番から3番まで、及び議案第53号5番から6番までは、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・岩城・大内・東由利・西目・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は5年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第54号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第54号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第 8、議案第 55 号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第 55 号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 55 号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第 55 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第 9、議案第 56 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城・東由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は 10 年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各号を満たしております。よろしく願います。

○議長

議案第 56 号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第 56 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による使用目的変更の件」を議題と

し、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

22ページをご覧ください。申請地はハローワーク本荘から南へ約300mに位置します。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、市道石脇田尻線に隣接する倉庫をA社に貸していますが、市道の拡幅工事で取り壊しとなるため、自己所有の農地に倉庫の建築と駐車場を造成し、あらためてA社に貸し付ける計画をしたものです。なお、従前から駐車場として利用している田尻野22番2と一体利用するものです。資金計画については全額拡幅工事に伴う補償金を充てる計画です。これは売買契約書の写しで確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第57号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

去る6月12日午前9時より、私と板垣利明推進委員、事務局の佐々木主席主査、釜台主査の4人で現地調査を行ってきました。

23ページの配置図をご覧ください。申請地は四方を宅地で囲まれております。被害防除計画では、用地造成については約40cmの盛り土を施したうえで擁壁を設置し、十分な緩衝地を設けます。汚水及び生活雑排水は東側の公共下水道に接続し排水します。雨水は自然流下し南側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第57号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第57号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第57号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第57号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、14番・小野眞一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【小野眞一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第58号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（東由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

24ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立東由利小学校から南西へ約3kmに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、和牛の繁殖を営んでいますが、経営規模の拡大に伴い既存の畜舎や堆肥舎では手狭になることから、このたび畜舎及び堆肥舎を新設する計画を立てました。申請地は既存の牛舎に隣接しており、必要面積を確保できることや、農地等に囲まれ環境への影響も少ないことから適地として選定しました。

申請地は農用地区域内農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか検討した結果、付近で条件に見合う土地がなく、やむを得ず選定したものです。資金計画については借入資金及び補助金です。これは融資見込証明書と補助金等交付決定通知書の写しで確認しました。他法令の許認見込みですが、農振整備計画の用途区分の変更について市農業振興課へ申請済みであり、6月下旬に公告予定です。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、農用地区域内農地ではありますが、申請目的が農業用施設の建築のため秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、農振整備計画の公告日の翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第58号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・遠藤幸男委員。

○3番（遠藤幸男委員）

去る6月14日午後4時より、私と小野晃一推進委員、事務局の白土主任の3人で現地調査を行ってきました。

24ページの配置図をご覧ください。申請地の北側、西側、南側は農地、東側は宅地となっております。被害防除計画では、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下し既設水路へ排水します。また、隣接地より緩衝地を設けます。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第58号1番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第58号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第58号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第58号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

【小野眞一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第58号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

26ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所大内総合支所から北東へ約600mに位置します。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、実家に居住していますが、結婚し子どもも生まれ住居が手狭となってきたことから、自己所有の住宅を建築しようとするものです。申請地は休耕地であり、申請地付近は住宅化が進み、県道沿いで交通の便も良いことから適地として選定されました。

なお、岩谷町字大宮田206番1については、昭和54年4月頃、譲渡人の亡くなった父親が、息子さんの住居を建築するために農地転用許可を得て取得した農地です。本来であれば、昭和54年当時に転用許可を受けたのち、直ちに事業着手すべきでありましたが、当時の申請人の経済状況もあり、土盛りはしたものの、本格的に着手せずに現在に至っております。また、本来は当時の申請の計画を変更して、あらためて転用許可を受けるべきであります。昭和54年の許可から40年を経過しており、譲渡人、許可権者であった県、市にも当時の記録がなく、当時の転用計画を確認することができませんでした。さらに、申請地の現況については、土盛りがしてあるものの雑草が茂っているだけで、農地性は有しているものと判断されます。

この件については、今後は農地法の規定を遵守するよう顛末書を提出させるとともに、今回あらためて農地転用申請の手続きを執ったところですが、顛末書の内容からも今後は農地法を遵守するとされていることから、当該箇所を含め、申請したいものです。また、申請人に対しては、許可後は速やかに事業着手するよう指導したところです。

申請地は第1種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額借入資金です。これは融資の事前審査書類で確認しました。

申請地は、立地基準上は第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第58号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

去る6月5日午前8時30分より、私と成田敬一推進委員、庶務班の池田主事の3人で現地調査を行ってきました。

26ページの位置図をご覧ください。申請地は大内総合支所から北東へ約600mに位置し、北側と西側は宅地、東側は国道、南側は田となっていました。

被害防除計画では、用地造成は行わず既存の盛り土を使用します。これは譲渡人が保有していた時点で存在していたものです。また、現在は擁壁が若干破損しておりますが、建築工事で修繕して盛土の崩落を防ぎ、隣地を保護します。汚水及び生活雑排水は北側にある公共下水道へ接続して処理します。雨水は北側、東側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第58号2番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第58号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第58号2番は、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第58号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第59号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

28ページをご覧ください。申請地は由利高原ふれあい農場から南西に約2.3kmに位置します。

申請地は30年ほど前から耕作しておらず、隣地から自然派生した雑木や杉が生え山林化しています。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

○議長

議案第59号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、2番・熊谷正博委員。

○2番（熊谷正博委員）

去る6月6日午後4時より、私と佐藤順推進委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

28ページをご覧ください。申請地は由利高原ふれあい農場から南東に約2.3kmに位置します。

事務局から説明のあったとおり、申請地は周辺から自然派生した雑木や杉が生い茂り山林化した状況でした。このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないも

のと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第59号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第59号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第59号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第60号「『農業委員会事務の実施状況等の公表について』にかかる平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

はじめに平成30年度の活動の点検・評価について説明いたします。15ページをご覧ください。

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」については、集積目標9,417haに対して、集積実績は9,251ha、達成率は98.2%となりました。

次に16ページ「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、参入目標、参入実績とも2経営体となりました。

次に17ページ「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」については、解消目標1haに対して、解消実績は2.1haとなりました。

次に18ページ「Ⅴ違反転用への適正な対応」については、違反転用面積がありませんので、実績なしとしています。

以上で平成30年度の活動の点検・評価の説明を終了し、引き続き令和元年度の活動計画について説明します。12ページをご覧ください。

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」については、集積目標を9,344haとしています。これは本市農業委員会が定めた農地利用最適化推進指針を踏まえて、集積率を73%に設定したものです。

次に「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については、これまでの参入実績等から参入目標を2経営体としています。

次に13ページ「Ⅳ遊休農地に関する措置」については、遊休農地の解消面積を1haとしています。

最後に、「Ⅴ違反転用への適正な対応」については、違反転用面積がありませんので、課題なしとしています。

以上で説明を終わりますが、この点検・評価並びに活動計画については、農業委員会等に関する法律等により、農業委員会自らが農地利用の最適化等に向けた計画を策定し、点検と評価を加えて、毎年6月末日までにインターネット等により公表することが義務づけられたことに対応したもので、本総会の議決があり次第、そのように公表する予定ですので、よろしく願いいたします。

○議長

議案第60号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第60号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時1分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 小 松 忠 彦

議事録署名委員 熊 谷 正 博